

| | |
|---------|--------|
| 法令 No.2 | 許可, 届出 |
|---------|--------|

第 54 回 (2009 年)

問 1 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるための放射性同位元素を製造しようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 表示付認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 放射線発生装置のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

1 A と B 2 A と C ③ A と D 4 B と C 5 B と D

問 2 使用の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、氏名又は名称を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、使用の目的及び方法を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。*変更が 30 日以内*
- C 届出使用者は、法人の住所を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 届出使用者は、移転により事業所の所在地を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。*使用場所の変更は、あらかじめ*

1 A と B 2 A と C ③ B と C 4 B と D 5 C と D

問 14 新たに許可使用者となった者のうち、放射線障害防止法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。ただし、下限数量とは、告示（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）第 1 条第 2 号に定める数量とする。

- A 密封されていないクロム 51（下限数量に 40 万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする。）及び鉄 55（下限数量に 40 万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする。）を同じ貯蔵施設に貯蔵する者
- B 密封されていないカルシウム 45 について、下限数量に 100 万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする貯蔵施設に貯蔵する者
- C 6 テラベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置 1 台及び 6 テラベクレルの密封されたイリジウム 192 を装備した照射装置 2 台を使用する者
- D 6 テラベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置 1 台を使用する者

① A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D